

第五章 役員

第一節 議長及び副議長

第一款 議長及び副議長の選挙

四七 通常選挙後初めて国会が召集されたときは、正副議長の選挙を行う

通常選挙後初めて国会が召集されたときは、正副議長の選挙を行う。

(一) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に議長及び副議長が共にならない場合
まず、議長の選挙を行い、次いで副議長の選挙を行う。その例は次のとおりである。

第一回国会（第一回通常選挙後） 昭和二十二年五月二十日（召集日）の会議において、事務総長小

林次郎君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、再開後正副議長の選挙を行い、議長に松平恒雄
君、副議長に松本治一郎君が当選した。

第十六回国会（第三回通常選挙後） 昭和二十八年五月十八日（召集日）の会議において、事務総長

近藤英明君が議長席に着き、開会後直ちに休憩、再開後議長選挙の投票中午後十二時となった。

同月十九日の会議においても、事務総長近藤英明君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、河井彌八君が当選した。休憩再開後も事務総長近藤英明君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。

第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月十八日（召集日）の会議において、事務総長指宿清秀君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に木村睦男君、副議長に阿具根登君が当選した。

第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後） 平成四年八月七日（召集日）の会議において、事務総長戸張正雄君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に原文兵衛君、副議長に赤桐操君が当選した。

第四百四十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年七月三十日（召集日）の会議において、事務総長黒澤隆雄君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に斎藤十朗君、副議長に菅野久光君が当選した。

第六百六十七回国会（第二十一回通常選挙後） 平成十九年八月七日（召集日）の会議において、事務

総長川村良典君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に江田五月君、副議長に山東昭子君が当選した。

第百九十一回国会（第二十四回通常選挙後） 平成二十八年八月一日（召集日）の会議において、事務総長中村剛君が議長席に着き、正副議長の選挙を行い、議長に伊達忠一君、副議長に郡司彰君が当選した。

(二) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に議長がない場合
まず、議長の選挙を行い、次いで副議長の辞任を許可した後、その選挙を行う。その例は次のとおりである。

第三十二回国会（第五回通常選挙後） 昭和三十四年六月二十二日（召集日）の会議において、副議長長平太郎君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月二十三日の会議においても、副議長長平太郎君が議長席に着き、正副議長の党籍離脱に関する決議案を否決した後、欠員中の議長の選挙を行い、松野鶴平君が当選した。次いで、新たに当選した議長松野鶴平君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長長平太郎君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、平井太郎君が当選した。

第五十九回国会（第八回通常選挙後） 昭和四十二年八月一日（召集日）の会議において、副議長河

野謙三君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月二日の会議においても、副議長河野謙三君が議長席に着き、開会后直ちに延会。同月三日の会議においても、副議長河野謙三君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。次いで、新たに当選した議長重宗雄三君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長河野謙三君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、安井謙君が当選した。

第八十一回国会（第十一回通常選挙後） 昭和五十二年七月二十七日（召集日）の会議において、副議長前田佳都男君が議長席に着き、開会后直ちに休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月二十八日の会議においても、副議長前田佳都男君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、安井謙君が当選した。次いで、新たに当選した議長安井謙君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長前田佳都男君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、加瀬完君が当選した。

第九十二回国会（第十二回通常選挙後） 昭和五十五年七月十七日（召集日）の会議において、副議長秋山長造君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、徳永正利君が当選した。次いで、新たに当選した議長徳永正利君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長秋山長造君は議長

に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、秋山長造君が当選した。

第百十五回国会（第十五回通常選挙後） 平成元年八月七日（召集日）の会議において、副議長瀬谷英行君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、土屋義彦君が当選した。次いで、新たに当選した議長土屋義彦君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長瀬谷英行君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、小野明君が当選した。

第百三十三回国会（第十七回通常選挙後） 平成七年八月四日（召集日）の会議において、副議長赤桐操君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、斎藤十朗君が当選した。次いで、新たに当選した議長斎藤十朗君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長赤桐操君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長選挙を行い、松尾官平君が当選した。

第百七十五回国会（第二十二回通常選挙後） 平成二十二年七月三十日（召集日）の会議において、副議長山東昭子君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、西岡武夫君が当選した。次いで、新たに当選した議長西岡武夫君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長山東昭子君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長選挙を行い、尾辻秀久君が当選した。

第百九十九回国会（第二十五回通常選挙後） 令和元年八月一日（召集日）の会議において、副議長郡司彰君が議長席に着き、欠員中の議長の選挙を行い、山東昭子君が当選した。次いで、新たに当選した議長山東昭子君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長郡司彰君は議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、小川敏夫君が当選した。ただし、副議長の辞任を許可し、次いで議長の選挙を行った後、副議長の選挙を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後） 平成二十五年八月一日（召集日の前日）副議長山崎正昭君は、議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長橋本雅史君に提出した。同月二日（召集日）の会議において、事務総長橋本雅史君が議長席に着き、副議長山崎正昭君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き欠員中の議長の選挙を行い、山崎正昭君が当選した。次いで、新たに当選した議長山崎正昭君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長選挙を行い、興石東君が当選した。

(三) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に副議長がない場合
まず、議長の辞任を許可した後、その選挙を行い、次いで副議長の選挙を行う。その例は次のとおりである。

第八回国会（第二回通常選挙後）昭和二十五年七月十一日（召集日の前日）議長佐藤尚武君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長近藤英明君に提出した。同月十二日（召集日）の会議において、議長佐藤尚武君が議長席に着き、議席の指定後休憩、再開後事務総長近藤英明君が議長席に着き、議長佐藤尚武君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、佐藤尚武君が当選した。次いで、新たに当選した議長佐藤尚武君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い（決選投票の結果、三木治朗君が当選した）。

第四十一回国会（第六回通常選挙後）昭和三十七年八月三日（召集日の前日）議長松野鶴平君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長河野義克君に提出した。同月四日（召集日）の会議において、議長松野鶴平君が議長席に着き、議席の指定後休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月五日は日曜日。同月六日の会議において、事務総長河野義克君が議長席に着き、議長松野鶴平君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。次いで、新たに当選した議長重宗雄三君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、重政庸徳君が当選した。

第四十九回国会（第七回通常選挙後）昭和四十年七月二十一日（召集日の前日）議長重宗雄三君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長宮坂完孝君に提出した。同月二十

二日（召集日）の会議において、議長重宗雄三君が議長席に着き、議席の指定後休憩、再開後会期の件を議院に諮った後再び休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月二十三日から同月二十七日までは会議がなく、同月二十八日及び二十九日の会議は開くに至らなかった。同月三十日の会議において、事務総長官坂完孝君が議長席に着き、議長重宗雄三君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、重宗雄三君が当選した。次いで、新たに当選した議長重宗雄三君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、河野謙三君が当選した。

第七十三回国会（第十回通常選挙後） 昭和四十九年七月二十三日（召集日の前日）議長河野謙三君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長岸田實君に提出した。同月二十四日（召集日）の会議において、議長河野謙三君が議長席に着き、議席の指定後休憩、その後会議を開くに至らなかった。同月二十五日は会議を開くに至らず、同月二十六日の会議において、事務総長岸田實君が議長席に着き、議長河野謙三君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、河野謙三君が当選した。同月二十七日の会議において、新たに当選した議長河野謙三君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、前田佳都男君が当選した。

第百六回国会（第十四回通常選挙後） 昭和六十一年七月二十一日（召集日の前日）議長木村睦男君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長加藤木理勝君に提出した。同月二十二日（召集日）の会議において、議長木村睦男君が議長席に着き、議席を指定した。次いで、事務総長加藤木理勝君が議長席に着き、議長木村睦男君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、藤田正明君が当選した。次いで、新たに当選した議長藤田正明君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、瀬谷英行君が当選した。

第百五十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月六日（召集日の前日）議長井上裕君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長堀川久士君に提出した。同月七日（召集日）の会議において、議長井上裕君が議長席に着き、議席を指定した。次いで、事務総長堀川久士君が議長席に着き、議長井上裕君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、井上裕君が当選した。次いで、新たに当選した議長井上裕君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、本岡昭次君が当選した。

第百六十回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年七月二十九日（召集日の前日）議長倉田寛之君は、副議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長川村良典君に提出した。同月三十日（召集日）の会議において、議長倉田寛之君が議長席に着き、議席を指定した。次いで、事

務総長川村良典君が議長席に着き、議長倉田寛之君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、扇千景君が当選した。次いで、新たに当選した議長扇千景君が議長席に着き、欠員中の副議長の選挙を行い、角田義一君が当選した。

(四) 通常選挙後初めて召集された国会の召集日に議長及び副議長が共にある場合

まず、議長の辞任を許可した後、その選挙を行い、次いで副議長の辞任を許可した後、その選挙を行う。その例は次のとおりである。

第二十五回国会（第四回通常選挙後） 昭和三十一年十一月十一日（召集日の前日）議長松野鶴平君は辞任願を副議長寺尾豊君に提出した。同月十二日（召集日）の会議において、議長松野鶴平君が議長席に着き、議席の指定を行い、会期の件、請暇の件を議院に諮った後休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月十三日の会議において、副議長寺尾豊君が議長席に着き、議長松野鶴平君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、松野鶴平君が当選した。副議長寺尾豊君は、議長選挙後の休憩中、新たに当選した議長松野鶴平君に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、寺尾豊君が当選した。

第六十六回国会（第九回通常選挙後） 昭和四十六年七月十三日（召集日の前日）議長重宗雄三君は辞任願を副議長安井謙君に提出した。同月十四日（召集日）の会議において、議長重宗雄三君が

議長席に着き、議席の指定を行い、会期の件、請暇の件を議院に諮った後休憩、その後会議を開くに至らなかつた。同月十五日は会議を開くに至らず、同月十六日の会議において、副議長安井謙君が議長席に着き、直ちに延会。同月十七日の会議において、副議長安井謙君が議長席に着き、議長重宗雄三君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き議長の選挙を行い、河野謙三君が当選した。次いで、副議長安井謙君は、新たに当選した議長河野謙三君に辞任願を提出し、議院はこれを許可した。引き続き副議長の選挙を行い、森八三二君が当選した。

参照 六三号、六八号、七一号、七二号

四八 会期中に議長又は副議長が欠けたときは、直ちにその選挙を行う

会期中に議長又は副議長が辞任により欠けたときは、当日その選挙を行い、逝去その他の事由により欠けたときは、最近の議院の会議においてその選挙を行う。その例は次のとおりである（通常選挙後初めて召集された国会において、議長又は副議長が辞任により欠けた場合の選挙の例を除く）。

(一) 辞任により欠けた場合の選挙の例

第二十四回国会 昭和三十一年四月三日 議長に松野鶴平君が当選（同日、議長河井彌八君辞任）

同 昭和三十一年五月九日 副議長に寺尾豊君が当選（同日、副議長重宗雄三君辞任）

第八十八回国会 昭和五十四年八月三十日 副議長に秋山長造君が当選（同日、副議長加瀬完君辞任）

第一百三十三回国会 昭和六十三年九月三十日 議長に土屋義彦君が当選（同日、議長藤田正明君辞任）

第二百一十一回国会 平成三年十月四日 議長に長田裕二君が当選（同日、議長土屋義彦君辞任）

第二百五十回国会 平成十二年十月十九日 議長に井上裕君が当選（同日、議長斎藤十朗君辞任）

第二百五十四回国会 平成十四年四月二十二日 議長に倉田寛之君が当選（同日、議長井上裕君辞任）

第百六十六回国会 平成十九年一月三十日 副議長に今泉昭君が当選（同日、副議長角田義一君辞任）

第百八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日 副議長に山崎正昭君が当選（同日、副議長尾辻秀

久君辞任）

(二) 逝去その他の事由により欠けた場合の選挙の例

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日 副議長に松嶋喜作君が当選（同年二月二十五日副議長松本治

一郎君議員の資格消滅により副議長欠員→同月十三日から同年三月二十五日まで自然休会）

第六回国会 昭和二十四年十一月十五日 議長に佐藤尚武君が当選（同月十四日議長松平恒雄君逝去に

より議長欠員)

第二十九回国会 昭和三十三年六月十六日 副議長に平井太郎君が当選(同月十二日副議長寺尾豊君国

務大臣就任により副議長欠員)

第一百八回国会 平成二年四月二十五日 副議長に小山一平君が当選(同月十九日副議長小野明君逝去

により副議長欠員)

第一百七十九回国会 平成二十三年十一月十四日 議長に平田健二君が当選(同月五日議長西岡武夫君

逝去により議長欠員)

参照 六四号、六五号

四九 議長及び副議長の選挙手続に関する例

議長及び副議長の選挙手続は、本院規則第四条から第十一条までの規定による。

なお、第一回国会における議長及び副議長の選挙手続は、国会法附則第五項の規定に基づき、暫定衆議院規則によったが、召集日の前日の参議院公報に次の趣旨の「召集日の選挙手続」を掲載し、議長及び副議長の選挙を行った。以後、選挙手続は、本院規則に規定のないものについては、これに準拠

している。

召集日の選挙手続

- 一、各議員の着席を待って、事務総長は、議長の選挙を行うことを宣告する。
- 一、事務総長は、投票の開始を宣告し、参事に各議員の氏名を点呼させる。
- 一、各議員は、点呼に応じ、投票（無名投票）及び木札の名刺を持参して議長席に向かって右方から順次演壇に登り、甲参事に名刺を、乙参事に投票を渡し、議長席に向かって左方から降りて、席に復する。（投票及び名刺は、参事が代わって投票箱及び名刺箱に投入する）
- 一、投票が終わったときは、事務総長は、開票を宣告する。参事が名刺箱及び投票箱を開いて、その数を計算し、投票を点検する。
- 一、投票の点検が終わったときは、参事は、得票表を事務総長に提出する。
- 一、事務総長は、選挙の結果を報告する。
- 一、選挙の結果過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人につき決選投票を行う。
- 一、次に副議長の選挙を行う。選挙手続は、議長の選挙手続と同様とする。
- 一、常任委員長及び事務総長の選挙手続は、議長の選挙手続と同様とする。（常任委員長及び事務総長の選任は、これを議長に委任することができる）

参照 一五号、五八号―六〇号、九〇号、三四三号、三九二号

五〇 選挙の投票を行うときは、議場を閉鎖しない

表決の記名投票を行うときは、議場の入口を閉鎖するが、選挙の投票を行うときは、議場の入口は閉鎖しない。

参照 八九号、三四一号

五一 選挙の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する

選挙の際、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を参事に委託したい旨の申出があったときは、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、名刺及び投票を受け取り、代わって投票するのを例とする。

(注) 第九十三回国会閉会後昭和五十五年十一月十一日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があった。

一、あらかじめ投票委託の申出があつたときは、議長が事前に許可するが、その際、その旨を議院運営委員会に報告する。なお、議場で申出があり、議長がこれを許可する際は、事前にその旨を議院運営委員長に伝える。

二、議場内での許可の宣告は行わない。

三、議員が投票委託を申し出る際、その必要性が数日間に及ぶ場合には、その旨を併せて申し出ることができることとし、議長はこれに基づき数日間にわたる投票委託を許可することができる。

参照 九一号、三四四号

五二 選挙における投票の効力に疑義のあるものについては、議

長は、議院に諮りこれを決する

選挙における投票の効力に疑義のあるものについては、議長は、議院に諮りこれを決する。ただし、議長は、投票用紙に記入のないもの（白票）及び同姓の議員が二人以上いる場合に姓のみ記する等被選挙人を確認できないものは当然無効とし、氏名に敬称を付したものの、同姓の議員がいない場合に姓のみを記したものの、その他容易に被選挙人を確認できるものは有効とするのを例とする。

議長が投票の効力を議院に諮って決した例は、次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の議長の選挙において、議長何某、副議長何某と併記した票が三票あったので、議長の職務を行う事務総長小林次郎君は、これを議院に諮り、無効と決した。

第二十四回国会 昭和三十一年四月三日の議長の選挙において、議席に備付けの連記無名投票用紙を用いた票が八票あったので、副議長重宗雄三君は、これを議院に諮り、有効と決した。

五三 選挙における無効投票は、投票総数に算入する

選挙における無効投票（白票を含む）は、投票総数に算入する。なお、白票については、議長は、投票の結果の報告に当たって他の無効投票と区別してその票数を宣告する。

議長及び副議長の選挙において無効投票があった主な例は、次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の議長の選挙において無効票が三票あり、これを投票総数に算入した。

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日の副議長の選挙において白票が二票、決選投票において白票が八票あり、いずれもこれを投票総数に算入した。

第二十四回国会 昭和三十一年五月九日の副議長の選挙において白票が四票、無効票が一票あり、いずれもこれを投票総数に算入した。

参照 九二号

五四 選挙において投票の数が名刺の数を超過した例

第八十一回国会 昭和五十二年七月二十八日の議長の選挙において、投票数が名刺の数を超過した。よつて副議長前田佳都男君は、「投票総数二百四十四票、名刺数二百四十三でありまして、投票の数が名刺の数を一票超過いたしております。本院規則第七条第二項には、『投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。』とあります。よつて、一応このまま報告を続けます。投票の過半数は百二十三票でございます。安井謙君二百十五票、河野謙三君二十六票、白票三票、以上報告いたしましたとおりでありますから、投票の数が名刺の数を一票超過いたしておりますも、選挙の結果には異動を及ぼしません。よつて、本院規則第七条第二項ただし書の規定により、本投票はこれを有効といたします。」と宣告した。

第百四十三回国会 平成十年七月三十日の副議長の選挙において、投票数が名刺の数を超過した。

よって議長の職務を行う事務総長黒澤隆雄君は、「投票総数二百四十八票、名刺数二百四十七でありまして、投票の数が名刺の数を一票超過いたしております。本院規則第七条第二項には、『投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。』とあります。よって、一応このまま報告を続けます。本投票の過半数は百二十五票でございます。菅野久光君二百四十三票、無効一票、白票四票、以上報告いたしましたとおりでありますから、投票の数が名刺の数を一票超過いたしておりますも、選挙の結果には異動を及ぼしません。よって、本院規則第七条第二項ただし書の規定により、本投票はこれを有効といたします。」と宣告した。

第百八十四回国会 平成二十五年八月二日の副議長の選挙において、投票数が名刺の数を超過した。

よって議長山崎正昭君は、「投票総数二百四十三票、名刺数二百四十でありまして、投票の数が名刺の数を三票超過いたしております。本院規則第七条第二項には、『投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。』とありますが、理事の協議により、改めて投票を行います。」と宣告し、更に投票を行った。

五五 議長又は副議長の選挙において決選投票を行った例

議長又は副議長の選挙において投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行う。その例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十日の議長の選挙において決選投票を行い、松平恒雄君が当選した。

第五回国会 昭和二十四年三月二十六日の副議長の選挙において決選投票を行い、松嶋喜作君が当選した。

第八回国会 昭和二十五年七月十二日の副議長の選挙において決選投票を行い、三木治朗君が当選した。

五六 選挙において得票者が一人で、かつ、その得票数が投票の過半数に達しなかったため、議院に諮りこの得票者を当選人とした例

第九十九回国会 昭和五十八年七月十八日の副議長の選挙において、投票の結果、得票者が一人で、かつ、その得票数が過半数に達しなかった。よって、議長職務を行う事務総長指宿清秀君は、「ただいま報告いたしましたとおり、得票者の得票数は投票の過半数に達しておりません。本院規則第九条によりますと、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た二人について決選投票を行うこととなっておりますが、得票者は一人でございます。この際、お諮りいたします。得票者が一人の場合は、再度投票を行うことなく、この得票者を当選人とすることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。……御異議ないと認めます。」と告げ、この得票者を当選人とした。

五七 議長の選挙の投票中午後十二時となったため延会し、改めてその選挙を行った例

第十六回国会 昭和二十八年五月十八日（召集日）の会議において、議長の選挙の投票執行中午後十二時となったため、議長の職務を行う事務総長近藤英明君は、延会を宣告し、翌十九日の会議において、改めて議長の選挙を行った。

参照 二四〇号

五八 議長及び副議長が当選したときは、議長の職務を行った者が議院に紹介する

議長及び副議長が当選したときは、その選挙において議長の職務を行った者が議院に紹介する。議長及び副議長を事務総長が紹介する場合は、まず参事が議長の議席に至り、議長を演壇に導く。事務総長は、演壇で議長を迎え、議院に紹介し、議長が就任の挨拶を述べた後、議長席に導く。次いで同様に副議長を議院に紹介する。

議長を副議長が紹介する場合は、まず参事が議長の議席に至り、議長を演壇に導く。次いで、副議長は議長を議院に紹介し、議長は、就任の挨拶を述べた後、議長席に着く。副議長を議長が紹介する場合は、まず参事が副議長の議席に至り、副議長を演壇に導く。次いで、議長は副議長を議院に紹介する。

参照 七一号、七二号

五九 議長及び副議長は、議院に紹介された際、就任の挨拶を行

い、年長議員が祝辞を述べる

議長及び副議長が当選し議院に紹介されたときは、演壇においてそれぞれ就任の挨拶を行い、これに対し、出席議員中の年長者が祝辞を述べるのを例とする。

参照 六六号、七六号、五六二号

六〇 議長及び副議長が選挙されたときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する

議長及び副議長が選挙されたときは、即日その旨を議長から衆議院議長及び内閣総理大臣に通知し、事務総長から宮内庁長官に通知する。

六一 議長及び副議長は、天皇陛下にお目にかかり就任の挨拶を行う

議長及び副議長が就任したときは、皇居において天皇陛下にお目にかかり挨拶を行うのを例とする。なお、辞任したときは、皇居において辞任挨拶の記帳をするのを例とする。

参照 五六五号

六二 議長、副議長がその所属会派を退会し、各派に属しない議員となった例

第六十六回国会 昭和四十六年七月十七日議長河野謙三君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同月二十日副議長森八三二君（同月十七日副議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十一回国会 昭和五十二年八月一日議長安井謙君（同年七月二十八日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長加瀬完君（同年七月二十八日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十八回国会 昭和五十四年八月三十日副議長秋山長造君（同日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十二回国会 昭和五十五年七月十七日議長徳永正利君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十九回国会 昭和五十八年七月十八日議長木村睦男君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長阿具根登君（同日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百六回国会 昭和六十一年七月二十二日議長藤田正明君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長瀬谷英行君（同日副議長に当選）は日本社会党を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百十三回国会 昭和六十三年九月三十日議長土屋義彦君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百五回国会 平成元年八月七日議長土屋義彦君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長小野明君（同日副議長に当選）は日本社会党・護憲共同を退会し、各派に属しない議員となった。

第一百十八回国会 平成二年四月二十五日副議長小山一平君（同日副議長に当選）は日本社会党・護憲共

同を退会し、各派に属しない議員となった。

第二十二回国会 平成三年十月四日議長長田裕二君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第二十四回国会 平成四年八月七日議長原文兵衛君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長赤桐操君（同日副議長に当選）は日本社会党・護憲共同を退会し、各派に属しない議員となった。

第三十三回国会 平成七年八月四日議長齋藤十朗君（同日議長に当選）は自由民主党・自由国民会議を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長松尾官平君（同日副議長に当選）は平成会を退会し、各派に属しない議員となった。
第四十三回国会 平成十年七月三十日議長齋藤十朗君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長菅野久光君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第五十回国会 平成十二年十月十九日議長井上裕君（同日議長に当選）は自由民主党・保守党を退会

し、各派に属しない議員となった。

第五十二回国会 平成十三年八月七日副議長本岡昭次君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第五十四回国会 平成十四年四月二十二日議長倉田寛之君（同日議長に当選）は自由民主党・保守党を退会し、各派に属しない議員となった。

第六十回国会 平成十六年七月三十日議長扇千景君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長角田義一君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第六十六回国会 平成十九年一月三十日副議長今泉昭君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第六十七回国会 平成十九年八月七日議長江田五月君（同日議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長山東昭子君（同日副議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第七十五回国会 平成二十二年七月三十日議長西岡武夫君（同日議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長尾辻秀久君（同日副議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

第七十九回国会 平成二十三年十一月十四日議長平田健二君（同日議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日副議長山崎正昭君（同日副議長に当選）は自由民主党・無所属の会を退会し、各派に属しない議員となった。

第八十四回国会 平成二十五年八月二日副議長奥石東君（同日副議長に当選）は民主党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十一回国会 平成二十八年八月一日議長伊達忠一君（同日議長に当選）は自由民主党を退会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長郡司彰君（同日副議長に当選）は民進党・新緑風会を退会し、各派に属しない議員となった。

第九十九回国会 令和元年八月一日議長山東昭子君（同日議長に当選）は自由民主党・国民の声を退

会し、各派に属しない議員となった。

また、同日副議長小川敏夫君（同日副議長に当選）は立憲民主党・民友会・希望の会を退会し、各派に属しない議員となった。

参照 一一四号

第二款 議長及び副議長の辞任

六三 通常選挙後初めて国会が召集されたときは、議長及び副議

長は、辞任するのを例とする

通常選挙後初めて国会が召集されたときは、議長は、召集日の前日副議長に、副議長が欠けているときは事務総長に辞任願を提出し、副議長は、国会召集後議長が選挙された際に新たに当選した議長に辞任願を提出し、議院はこれを許可するのを例とする。ただし、議長が欠けているときに副議長が召集日の前日事務総長に辞任願を提出し、国会召集後議長の選挙に先立ち議院がこれを許可したことがある。その例は次のとおりである。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後）平成二十五年八月一日（召集日の前日）副議長山崎正昭君は、議長が任期満了により欠けていたため、辞任願を事務総長橋本雅史君に提出した。同月二日（召集日）の会議において、事務総長橋本雅史君が議長席に着き、副議長山崎正昭君の辞任を議院に諮り、議院はこれを許可した。引き続き欠員中の議長の選挙を行い、山崎正昭君が当選した。次いで、新たに当選した議長山崎正昭君が議長席に着き、議席を指定した後、副議長の選挙を行い、奥石東君が当選した。

なお、議長及び副議長の辞任を議院に諮るときは、まず辞任願を参事に朗読させるのを例とする。

参照 四七号、六八号、七七号

六四 議長又は副議長が辞任願を提出したときは、直ちにこれを 議院に諮る

会期中議長又は副議長が辞任願を提出したときは、直ちにこれを議院に諮るのを例とする。

参照 四八号、六八号

六五 副議長が国务大臣に任命されたため、その地位を失った例

第二十九回国会 昭和三十三年六月十二日 副議長寺尾豊君は、国务大臣（郵政大臣）に任命されたため、副議長の地位を失った。

参照 八四号

六六 前議長及び前副議長に対しては、年長議員が謝辞を述べるのを例とする

議長及び副議長が辞任その他の事由によりその地位を失ったときは、議長及び副議長の選挙の後、出席議員中の年長者が、当選した議長及び副議長に対する祝辞に次いで、前議長及び前副議長に対し謝辞を述べるのを例とする。なお、この場合、前議長及び前副議長は、答辞を述べるのを例とする。

参照 五九号、五六二号

第三款 議長席

(憲 第五六条)

六七 議長席にある議長又は副議長は、投票しない

議長席にある議長又は副議長は、選挙及び内閣総理大臣の指名の投票を行わず、また、表決にも加わらないのを例とする。

参照 三四七号

国 第二二条

六八 議長の辞任及び信任に関する議事については、副議長が議長 長の職務を行う

議長の辞任及び信任に関する議事については、議長は副議長に議長席を譲り、副議長が議長の職務を行うのを例とする。

なお、通常選挙後初めて召集された国会において副議長がない場合に議長辞任の件を議院に諮るときは、事務総長が議長の職務を行うのを例とする。

参照 四七号、六三号、六四号

六九 議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行つ

た例

議長の信任に関する議事につき副議長に事故があるときは、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行う。その例は次のとおりである。

第百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の議事に際し、議長倉田寛之君が副議長にも事故があるものと認めため、仮議長に竹山裕君を選挙し、同君が同決議案の議事につき議長の職務を行った。

参照 七五号

七〇 副議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行 つた例

副議長の信任に関する議事は議長が行うが、議長に事故があるときは、仮議長を選挙し、仮議長が議長
の職務を行う。その例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、議長に事故があり、副議長寺尾豊君が
議長席に着いていた際、副議長不信任決議案が提出されたため、仮議長に中川以良君を選挙し、
同君が同決議案の議事につき議長の職務を行った。

参照 七五号

七一 召集日に議長及び副議長が共にないときは、その選挙につ き事務総長が議長の職務を行う

召集日に議長及び副議長が共にないときは、その選挙につき事務総長が議長の職務を行う。その例は
次のとおりである。

第一回国会（第一回通常選挙後） 昭和二十二年五月二十日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長小林次郎君が議長の職務を行った。

第十六回国会（第三回通常選挙後） 昭和二十八年五月十九日（召集日の翌日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長近藤英明君が議長の職務を行った。

第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月十八日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長指宿清秀君が議長の職務を行った。

第二百二十四回国会（第十六回通常選挙後） 平成四年八月七日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長戸張正雄君が議長の職務を行った。

第四百四十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年七月三十日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長黒澤隆雄君が議長の職務を行った。

第四百六十七回国会（第二十一回通常選挙後） 平成十九年八月七日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長川村良典君が議長の職務を行った。

第四百九十一回国会（第二十四回通常選挙後） 平成二十八年八月一日（召集日）の議長及び副議長の選挙につき、事務総長中村剛君が議長の職務を行った。

参照 四七号、五八号

七二 通常選挙後初めて召集される国会の召集日に副議長がないときは、議長辞任の件及びその選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行うのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会の召集日に副議長がないときは、議長辞任の件及びその選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行うのを例とする。その例は次のとおりである。

第八回国会（第二回通常選挙後） 昭和二十五年七月十二日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長近藤英明君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長佐藤尚武君がその職務を行った。

第四十一回国会（第六回通常選挙後） 昭和三十七年八月六日（召集日の翌々日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長河野義克君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長重宗雄三君がその職務を行った。

第四十九回国会（第七回通常選挙後）昭和四十年七月三十日（召集日後八日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長宮坂完孝君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長重宗雄三君がその職務を行った。

第七十三回国会（第十回通常選挙後）昭和四十九年七月二十六日（召集日の翌々日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長岸田實君が議長の職務を行い、副議長の選挙（翌二十七日）については新たに当選した議長河野謙三君がその職務を行った。

第百六回国会（第十四回通常選挙後）昭和六十一年七月二十二日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長加藤木理勝君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長藤田正明君がその職務を行った。

第百五十二回国会（第十九回通常選挙後）平成十三年八月七日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長堀川久士君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長井上裕君がその職務を行った。

第百六十回国会（第二十回通常選挙後）平成十六年七月三十日（召集日）議長辞任の件及びその選挙については事務総長川村良典君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長扇千景君がその職務を行った。

なお、通常選挙後初めて召集される国会の召集日に議長がないときに、その前日副議長が辞任願を提出したため、副議長辞任の件及び議長の選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後） 平成二十五年八月二日（召集日）副議長辞任の件及び議長の選挙については事務総長橋本雅史君が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長山崎正昭君がその職務を行った。

参照 四七号、五八号

七三 仮議長の選挙につき事務総長が議長の職務を行った例

議長及び副議長に共に事故があるため仮議長の選挙を行うときは、事務総長が議長の職務を行う。その例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、議長に事故があり、副議長寺尾豊君が議長席に着いていた際、副議長不信任決議案が提出されたため、事務総長芥川治君が議長席に着き仮議長の選挙を行った。

第百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の議事に際し、議長倉田寛之君が副議長にも事故があるものと認めたため、事務総長川村良典君が議長席に着き仮議長の選挙を行った。

参照 七五号

七四 議長が議院規則の疑義を決した例

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の会議において、副議長松本治一郎君は、内閣総理大臣の指名の議決について生じた疑義を決し、これについて宣告した。

参照 八八号

第二節 仮議長

七五 仮議長の選挙に関する例

仮議長は、議長及び副議長に共に事故があるとき、又は事故が生ずることが予想されるときに選挙する。その選挙手続は議長選挙の例によるが、仮議長の選任を議長に委任するときは、議長の発議又は議員の動議により行い、議長は直ちに指名するのを例とする。仮議長の選挙の例は、次のとおりである。

(一) 議長及び副議長に共に事故があるため、仮議長を選挙した例

第二十四回国会 昭和三十一年五月三十日の会議において、議長に事故があり副議長寺尾豊君が議長に着いていた際、副議長不信任決議案が提出されたため、事務総長芥川治君が議長席に着き仮議長の選挙を行い、中川以良君が当選した（中川以良君は、同日の副議長不信任決議案の議事の際、議長席に着いた）。

第一百五十九回国会 平成十六年六月五日の会議において、議長不信任決議案の議事に際し、議長倉田寛之君が副議長にも事故があるものと認めため、事務総長川村良典君が議長席に着き仮議長

の選挙を行い、竹山裕君が当選した（竹山裕君は、同日の議長不信任決議案の議事の際、議長席に着いた）。

- (二) 議長及び副議長に共に事故が生ずることが予想されたため、あらかじめ仮議長を選任した例

第一回国会 昭和二十二年十月十三日の会議において、同日午後議長及び副議長が皇室会議及び皇室経済会議に出席するので午後の会議に支障を来すため、仮議長の選挙を行うことに決した後、山下義信君の動議によりその選任を議長に委任することに決し、議長松平恒雄君は、仮議長に木曾三四郎君を指名した（木曾三四郎君は、同日午後の会議において議長席に着いた）。

第七回国会 昭和二十五年三月三十一日の会議において、同日副議長が欠席したので議長に事故がある場合に備えて、仮議長の選挙を行うことに決した後、中村正雄君の動議によりその選任を議長に委任することに決し、議長佐藤尚武君は、仮議長に黒田英雄君を指名した（黒田英雄君は、同日の会議において議長席に着いた）。

第十九回国会 昭和二十九年一月二十七日の会議において、同日から同年二月二十一日まで副議長が海外に旅行するのでその不在中議長に事故がある場合に備えて、仮議長の選挙を行うことに決した後、杉山昌作君の動議によりその選任を議長に委任することに決し、議長河井彌八君は、仮議長に小林英三君を指名した（小林英三君は、副議長重宗雄三君の請暇期間中開かれた会議七日間のうち、

一月二十九日及び二月十七日の会議において議長席に着いた。

(注) 第二百一十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができ旨の決定があつた。

参照 四九号―五三号、六九号、七〇号、七三号、二五五号

七六 仮議長が初めて議長席に着くときは、挨拶を述べる

仮議長が初めて議長席に着くときは、就任の挨拶を述べるのを例とする。ただし、議員の発言中に議長席に着いたため、就任の挨拶をしなかつたことがある。

参照 五九号、五六三号

第三節 常任委員長

七七 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに常任

委員長を選挙する

通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員の常任委員の辞任を許可した後、新たに当選した議員を含めて全常任委員の選任を行う例であり、これに伴い常任委員長が欠員となるため、常任委員の選任に引き続き、常任委員長の選挙を行うのを例とする。ただし、改選期に当たらなかつた議員が常任委員を辞任しなかつたため、議院の会議において、議長は、新たに当選した議員を各会派の申出に基づき、任期満了により欠けていた常任委員に指名した後、常任委員長の選挙を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第三十二回国会（第五回通常選挙後） 昭和三十四年七月一日の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行った後（改選期に当たらなかつた議員は常任委員を辞任しなかつた）、議員の任期満了により欠けていた常任委員長を選挙した。次いで同月三日改選期に当たらなかつた他の常任委員長の辞任を許可し、その選挙を行った。

第百六十七回国会（第二十一回通常選挙後）平成十九年八月七日（召集日）の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行い（改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかった）、次いで議院運営委員長の辞任を許可した後、同委員長並びに議員の任期満了及び議長当選により欠けていた常任委員長を選挙した。

第百七十五回国会（第二十二回通常選挙後）平成二十二年七月三十日（召集日）の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行い（改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかった）、次いで法務委員長及び行政監視委員長の辞任を許可した後、両委員長並びに議員の任期満了及び議長当選により欠けていた常任委員長を選挙した。

第百八十四回国会（第二十三回通常選挙後）平成二十五年八月二日（召集日）の会議において、新たに当選した議員について常任委員の選任を行った後（改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかった）、議員の任期満了により欠けていた常任委員長を選挙した。次いで同月七日全常任委員長の辞任を許可し、その選挙を行った。

参照 四九号、六三号、八三号、一二四号

七八 常任委員長は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分するのを例とする

全常任委員長を選挙するときには、議員定数を常任委員長数で除して得た数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して常任委員長を配分するのを例とする。ただし、第三十二回国会（第五回通常選挙後）においては、常任委員長の配分につき会派間の協議が調わなかったため、配分を行わず選挙し、第四十回国会においては、議院運営委員会において確認した各会派の申合せに基づき、常任委員長を会派の所属議員数に比例することなく配分した。

参照 一一四号

七九 常任委員長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする

常任委員長の選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任し、議長は、会派からあらかじめ推薦された議員を指名するのを例とする。ただし、第三十二回国会

昭和三十四年七月一日の会議における内閣、社会労働、商工、運輸の各委員長の選挙及び第百八十五回国会平成二十五年十二月五日の会議における内閣及び経済産業の両委員長の選挙は、いずれも投票により行った。

(注) 第百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができ旨の決定があった。

参照 四九号―五三号、八二号、二五五号

八〇 国会法の改正により常任委員会の種類が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員長の選挙を行う

国会法の改正により常任委員会の種類が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員長の選挙を行う。その例は次のとおりである。

第五章 役員 第三節 常任委員長 (七八―八〇)

(一) 全常任委員長の選挙を行った例

第三回国会 昭和二十三年十月十二日（二十一委員会・事項別を二十一委員会・各省別に再編したため）

第二十二回国会 昭和三十年三月二十三日（二十一委員会・各省別を十六委員会・事項別に再編したため）

第一百五十一回国会 平成十三年一月三十一日（十八委員会・事項別を十七委員会・各省別に再編したため）

(二) 一部の常任委員長の選挙を行った例

第六回国会 昭和二十四年十月二十六日（通商産業委員長、郵政委員長及び電気通信委員長を選挙―商工委

員会を通商産業委員会に、通信委員会を郵政委員会及び電気通信委員会に改めたため）

第二百一十一回国会 平成三年八月五日（厚生委員長及び労働委員長を選挙―社会労働委員会を厚生委員会及

び労働委員会に改めたため）

第四百二十二回国会 平成十年一月十二日（総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委

員長、財政・金融委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、労働・社会政策委員長、農林水産委員長、経

済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長及び行政監視委員長を選挙―委員会を再編し、行政

監視委員会を新設したため）

第四百四十七回国会 平成十二年一月二十日（国家基本政策委員長を選挙―国家基本政策委員会を新設したた

め）

八一 常任委員長の辞任を許可したときは、直ちにその選挙を行う

議院が会期中に常任委員長の辞任を許可したときは、直ちにその選挙を行う。また、会期中常任委員長が逝去その他の事由により欠けたときは、速やかにその選挙を行う。

なお、閉会中常任委員長に欠員を生じたときは、国会召集後速やかにその選挙を行う。

八二 常任委員長の解任を議決した例

第百八十三回国会 平成二十五年五月九日の会議において、議院は、環境委員長長川口順子君の解任を議決した(同委員長解任決議案を可決)。同月十五日の会議において、環境委員長の選挙を行い、議長平田健二君は、環境委員長に北川イツセイ君を指名した。

第百八十五回国会 平成二十五年十二月五日の会議において、議院は、内閣委員長水岡俊一君及び経

済産業委員長大久保勉君の解任を議決した（両委員長の解任決議案をいずれも可決）。休憩再開後、両委員長の選挙をいずれも投票により行い、内閣委員長に山東昭子君、経済産業委員長に北川イッセイ君がそれぞれ当選した。

参照 七九号

八三 常任委員長が議長又は副議長に当選したため、その地位を失った例

第六回国会 昭和二十四年十一月十五日の議長の選挙において、外務委員長佐藤尚武君は、議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

第百五十二回国会 平成十三年八月七日の副議長の選挙において、国家基本政策委員長本岡昭次君は、副議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

第百六十七回国会 平成十九年八月七日の議長の選挙において、懲罰委員長江田五月君は、議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

第百七十五回国会 平成二十二年七月三十日の議長の選挙において、議院運営委員長西岡武夫君は、

議長に当選したため、同委員長の地位を失った。

八四 常任委員長が国務大臣等に任命されたため、その地位を失

つた例

常任委員長が国務大臣等に任命された場合は、常任委員長の地位を失う。その例は次のとおりである。

第三回国会 昭和二十三年十月十九日（自然休会中）議院運営委員長下條康麿君は、文部大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った（同君は辞任願を提出しなかった）。

第十九回国会 昭和二十九年一月八日（自然休会中）議院運営委員長草葉隆圓君は辞任願を提出したが、翌九日厚生大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第二十三回国会 昭和三十年十一月二十二日社会労働委員長小林英三君及び商工委員長吉野信次君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日小林英三君は厚生大臣に、吉野信次君は運輸大臣に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第二十六回国会 昭和三十二年二月二日外務委員長小滝彬君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（防衛庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第三十五回国会 昭和三十五年七月十九日議院運営委員長高橋進太郎君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（行政管理庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四十三回国会 昭和三十八年一月八日（自然休会中）議院運営委員長小沢久太郎君は辞任願を提出したが、同日郵政大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第七十四回国会 昭和四十九年十二月九日議院運営委員長植木光教君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（総理府総務長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第七十九回国会 昭和五十一年十二月二十七日外務委員長高橋雄之助君は辞任願を提出したが、同日北海道開発政務次官に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第八十九回国会 昭和五十四年十一月十三日文教委員長望月邦夫君は辞任願を提出したが、同日国土政務次官に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第九十七回国会 昭和五十七年十一月二十六日議院運営委員長松垣徳太郎君は辞任願を提出したが、翌二十七日郵政大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第二百十回国会 平成二年十二月二十九日（自然休会中）議院運営委員長下条進一郎君は辞任願を提出したが、同日厚生大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第二百二十二回国会 平成三年十一月五日議院運営委員長伊江朝雄君は辞任願を提出したが、同日国

務大臣（北海道開発庁長官及び沖縄開発庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四百十三回国会 平成十年七月三十日行政監視委員長竹山裕君は辞任願を提出したが、同日国務大臣（科学技術庁長官）に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四百十五回国会 平成十一年三月八日国土・環境委員長陣内孝雄君は辞任願を提出したが、同日法務大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

第四百十五回国会 平成十八年九月二十六日総務委員長世耕弘成君及び議院運営委員長溝手顕正君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日世耕弘成君は内閣総理大臣補佐官に、溝手顕正君は国務大臣（国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣）に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第四百七十四回国会 平成二十年九月二十四日予算委員長鴻池祥肇君及び懲罰委員長中曾根弘文君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日鴻池祥肇君は内閣官房副長官に、中曾根弘文君は外務大臣に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第四百七十二回国会 平成二十一年九月十八日総務委員長内藤正光君及び外交防衛委員長榛葉賀津也君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日内藤正光君は総務副大臣に、榛葉賀津也君は防衛副大臣に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第百八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日文教科学委員長磯崎陽輔君及び行政監視委員長森まさこ君は、それぞれ辞任願を提出したが、同日磯崎陽輔君は内閣総理大臣補佐官に、森まさこ君は国務大臣（内閣府特命担当大臣）に、それぞれ任命されたため、いずれも同委員長の地位を失った。

第二百二回国会 令和二年九月十八日農林水産委員長江島潔君は辞任願を提出したが、同日経済産業副大臣兼内閣府副大臣に任命されたため、同委員長の地位を失った。

なお、常任委員長を辞任した後、国務大臣等に就任した例は次のとおりである。

第十四回国会閉会后 昭和二十七年九月二日運輸委員長山縣勝見君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣に就任した。

第二十四回国会閉会后 昭和三十一年十一月六日地方行政委員長松岡平市君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、北海道開発政務次官に就任した。

第三十八回国会閉会后 昭和三十六年七月十八日議院運営委員長斎藤昇君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、運輸大臣に就任した。

第四十回国会閉会后 昭和三十七年七月十八日議院運営委員長宮澤喜一君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（経済企画庁長官）に就任した。

第五十二回国会閉会后 昭和四十一年八月一日議院運営委員長田中茂穂君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（行政管理庁長官）に就任した。

第五十六回国会閉会后 昭和四十二年十一月二十五日外務委員長赤間文三君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。また、同日、議院運営委員長鍋島直紹君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（科学技術庁長官）に就任した。

第五十九回国会閉会后 昭和四十三年十一月三十日予算委員長西郷吉之助君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。

第七十三回国会閉会后 昭和四十九年十一月十一日予算委員長鹿島俊雄君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、郵政大臣に就任した。

第二百二十五回国会閉会后 平成四年十二月十一日議院運営委員長井上孝君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、翌十二日国務大臣（国土庁長官）に就任した。

第二百二十九回国会閉会后 平成六年六月三十日建設委員長前田勲男君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。

第六十回国会閉会后 平成十六年九月二十九日経済産業委員長谷川秀善君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、外務副大臣に就任した。

第六十七回国会閉会后 平成十九年八月二十七日決算委員長泉信也君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣）に就任した。

第七十五回国会閉会后 平成二十二年九月十七日厚生労働委員長柳田稔君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、法務大臣に就任した。また、同月二十一日、総務委員長林久美子君、農林水産委員長小川敏夫君及び予算委員長平野達男君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、林久美子君は文部科学大臣政務官に、小川敏夫君は法務副大臣に、平野達男君は内閣府副大臣にそれぞれ就任した。

第七十七回国会閉会后 平成二十三年九月二日予算委員長前田武志君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国土交通大臣に就任した。また、同月五日、財政金融委員長藤田幸久君、厚生労働委員長津田弥太郎君、農林水産委員長主濱了君及び経済産業委員長柳澤光美君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、藤田幸久君は財務副大臣に、津田弥太郎君は厚生労働大臣政務官に、主濱了君は総務大臣政務官に、柳澤光美君は経済産業大臣政務官にそれぞれ就任した。

第八十回国会閉会后 平成二十四年十月一日内閣委員長芝博一君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、内閣官房副長官に就任した。また、同月二日、経済産業委員長前川清成君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、内閣府副大臣に就任した。

第百八十六回国会閉会后 平成二十六年九月四日総務委員長山本香苗君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、厚生労働副大臣に就任した。

第百八十九回国会閉会后 平成二十七年十月七日厚生労働委員長丸川珠代君及び環境委員長島尻安伊子君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、丸川珠代君は国務大臣（環境大臣・内閣府特命担当大臣）に、島尻安伊子君は国務大臣（内閣府特命担当大臣）にそれぞれ就任した。

第百九十一回国会閉会后 平成二十八年八月五日行政監視委員長磯崎陽輔君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、農林水産副大臣に就任した。

第百九十六回国会閉会后 平成三十年十月二日議院運営委員長山本順三君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、国務大臣（国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣）に就任した。また、同月四日、文教科学委員長高階恵美子君は、議長の許可を得て同委員長を辞任し、厚生労働副大臣に就任した。

第百九十九回国会閉会后 令和元年九月十三日法務委員長横山信一君及び文教科学委員長上野通子君は、議長の許可を得ていずれも同委員長を辞任し、横山信一君は復興副大臣に、上野通子君は文部科学副大臣にそれぞれ就任した。

（注）第三回国会昭和二十三年十月二十二日の議院運営委員会において、常任委員長が国務大臣に就任した場合は、

国務大臣就任と同時に委員長の地位を失う旨の決定があった。また、第七十九回国会昭和五十一年十二月二十七日の議院運営委員会理事會において、常任委員長が政務次官に就任した場合にも、同様の扱いとする旨の決定があった。

なお、平成八年の改正前の国会法第三十九条は、国又は地方公共団体の公務員のうち議員が兼ねることができるとして、「内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合」を挙げていたが、平成八年の内閣総理大臣補佐官の新設、平成十三年の副大臣及び大臣政務官の新設（政務次官の廃止）並びに平成二十六年の大臣補佐官の新設に伴い、同条にこれらの職が追加された。

参照 六五号

八五 常任委員長が特別委員長を兼ねた例

常任委員長が特別委員長を兼ねたことがある。その主な例は次のとおりである。

第十二回国会 昭和二十六年十月十七日外務委員長大隈信幸君は、平和条約及び日米安全保障条約特別委員に選任され、翌十八日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同年十一月十四日外務委員長を辞任した。

第三十四回国会 昭和三十五年三月九日外務委員長草葉隆圓君は、日米安全保障条約等特別委員に選任され、同月十六日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同月二十一日外務委員長を辞任した。

第五十回国会 昭和四十年十一月二十日外務委員長寺尾豊君は、日韓条約等特別委員に選任され、同日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同年十二月十三日会期終了により同特別委員会が消滅するまで外務委員長と兼任した。

第百十四回国会 平成元年一月九日議院運営委員長嶋崎均君は、弔詞案起草に関する特別委員に選任され、同日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同日の会議における弔詞案議決により同特別委員会が消滅するまで議院運営委員長と兼任した。

第百二十一回国会 平成三年八月五日議院運営委員長伊江朝雄君は、国会等の移転に関する特別委員に選任され、同日同特別委員会において委員長に互選された。なお、同君は、同年十一月五日第百二十二回国会召集により同特別委員会が消滅するまで議院運営委員長と兼任した。

第四節 事務総長

八六 事務総長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする

事務総長の選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任し、議長は、直ちに指名するのを例とする。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十月二十五日（召集日） 議長松平恒雄君は、宇都宮登君の動議により、

事務総長に近藤英明君を指名した。（第五回国会閉会後同年九月三十日事務総長小林次郎君辞任による補欠）

第十六回国会 昭和二十八年六月十六日 議長河井彌八君は、加藤武徳君の動議により、事務総長に芥川治君を指名した。（同日事務総長近藤英明君辞任による補欠）

第二十七回国会 昭和三十二年十一月一日（召集日） 議長松野鶴平君は、佐野廣君の動議により、事務総長に河野義克君を指名した。（第二十六回国会閉会後同年八月二十二日事務総長芥川治君辞任による補欠）

第四十八回国会 昭和四十年四月十四日 議長重宗雄三君は、亀井光君の動議により、事務総長に宮坂完孝君を指名した。(同日事務総長河野義克君辞任による補欠)

第六十九回国会 昭和四十七年七月六日(召集日) 議長河野謙三君は、山崎五郎君の動議により、事務総長に岸田實君を指名した。(同日事務総長宮坂完孝君辞任による補欠)

第八十一回国会 昭和五十二年八月三日 議長安井謙君は、井上吉夫君の動議により、事務総長に植木正張君を指名した。(同日事務総長岸田實君辞任による補欠)

第九十四回国会 昭和五十五年十二月二十二日(召集日) 議長徳永正利君は、真鍋賢二君の動議により、事務総長に前川清君を指名した。(同日事務総長植木正張君辞任による補欠)

第九十六回国会 昭和五十六年十二月二十一日(召集日) 議長徳永正利君は、堀内俊夫君の動議により、事務総長に指宿清秀君を指名した。(同日事務総長前川清君辞任による補欠)

第一百三回国会 昭和六十年十二月二十日 議長木村睦男君は、藤井孝男君の動議により、事務総長に加藤木理勝君を指名した。(同日事務総長指宿清秀君辞任による補欠)

第一百六回国会 平成元年十二月十五日 議長土屋義彦君は、上杉光弘君の動議により、事務総長に佐伯英明君を指名した。(同日事務総長加藤木理勝君辞任による補欠)

第二百二十二回国会 平成三年十二月二十日 議長長田裕二君は、片山虎之助君の動議により、事務

総長に戸張正雄君を指名した。(同日事務総長佐伯英明君辞任による補欠)

第三百三十五回国会 平成八年一月十一日(召集日) 議長斎藤十朗君は、議長発議により、事務総長に黒澤隆雄君を指名した。(同日事務総長戸張正雄君辞任による補欠)

第四百十三回国会 平成十年十月十六日 議長齋藤十朗君は、議長発議により、事務総長に堀川久士君を指名した。(同日事務総長黒澤隆雄君辞任による補欠)

第五百十二回国会 平成十三年八月九日 議長井上裕君は、議長発議により、事務総長に川村良典君を指名した。(同日事務総長堀川久士君辞任による補欠)

第百六十八回国会 平成十九年十月五日 議長江田五月君は、議長発議により、事務総長に小幡幹雄君を指名した。(同日事務総長川村良典君辞任による補欠)

第百七十六回国会 平成二十二年十二月三日 議長西岡武夫君は、議長発議により、事務総長に橋本雅史君を指名した。(同日事務総長小幡幹雄君辞任による補欠)

第百八十五回国会 平成二十五年十二月七日 議長山崎正昭君は、議長発議により、事務総長に中村剛君を指名した。(同日事務総長橋本雅史君辞任による補欠)

第百九十二回国会 平成二十八年十二月十四日 議長伊達忠一君は、議長発議により、事務総長に郷原悟君を指名した。(同日事務総長中村剛君辞任による補欠)

第二百回国会 令和元年十二月九日 議長山東昭子君は、議長発議により、事務総長に岡村隆司君を指名した。(同日事務総長郷原悟君辞任による補欠)

ただし、投票により選挙を行ったことがある。その例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年五月二十一日(召集日の翌日) 投票により選挙を行った結果、事務総長に小林次郎君が当選した。

なお、事務総長が選任されたときは、即日その旨を事務総長から衆議院事務総長に通知する。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があった。

参照 四九号―五三号、二五五号